

証券コード 7896
2024年6月12日

株主各位

岐阜県美濃加茂市牧野1006番地

セブン工業株式会社

代表取締役 社長執行役員 木下浩一

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.seven-gr.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」「第65期定時株主総会開催のご案内」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セブン工業」又は「コード」に当社証券コード「7896」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を前頁の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岐阜県美濃加茂市太田町2565番地の1
シティホテル美濃加茂 3階 若竹（わかたけ）の間
(末尾の「定時株主総会会場のご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第65期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会にかかる株主総会資料につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

## 【工場見学会開催のご案内】

本株主総会終了後に、ご希望の方を対象とした工場見学会の実施を予定しております。当社の事業活動をより一層ご理解いただきたいと存じます。

お手数ではございますが、参加をご希望の方は、本株主総会当日に会場受付にて参加をご希望の旨お申し付けくださいますようお願い申し上げます。

ご見学いただく当社美濃加茂工場へは、当会場より車での移動となりますので、当社にて送迎いたします。所要時間は移動も含め2時間ほどのご予定となります。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください  
ますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日（木曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）



## インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の  
賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）

午後5時30分入力完了分まで



## 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

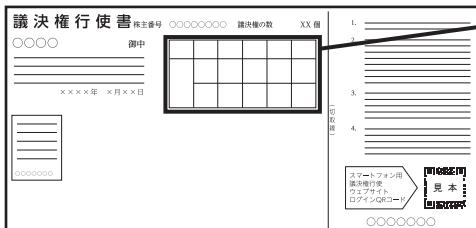
同封の議決権行使書用紙に議  
案に対する賛否をご表示のう  
え、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）

午後5時30分到着分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 賛成の場合 ➤ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➤ 「否」の欄に○印

### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 ➤ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➤ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➤ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
(受付時間 9:00～21:00)

# 事 業 報 告

( 2023年4月1日から )  
( 2024年3月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、混沌とした国際情勢の不安感を背景にエネルギーや資源価格が高止まりしているなか、インフレが継続拡大するなど透明な経済環境下で推移いたしました。

当社が属する住宅業界におきましても、資材価格の値上がり等に起因する住宅価格の高騰や物価上昇および長期金利引き上げへの警戒感から、新設住宅着工戸数は低水準で推移しており、特に持家は前年比10%以上、分譲住宅は前年比9%以上の落ち込みとなり、また比較的好調であった貸家も減少に転じるなど厳しい環境下での事業運営となりました。

このような状況下、当社が主たるターゲットとする持家や分譲住宅の減少が続いていることを背景に従前から成長分野として取り組んでいる、非住宅分野への領域拡大を更に高め、生産面においてはロボット加工機の導入等設備増強を進め、また営業面においても需要開拓にかかる営業強化を図ってまいりました。また、もう一つの成長戦略である、省施工商品の拡充においては、完全プレカット階段（エコプレ）のバージョンアップ等による付加価値の提供および生産体制の拡張や、新商品であるサッシ付パネル（NEO SMART PANEL）の営業強化を図り、市場に対するアピールと販路開拓に努めてまいりました。

第2四半期において、多額の減損処理を行ったことも踏まえ、大局的には製品群の練り直しおよび事業ポートフォリオの再構築を含め、成長分野に対する経営資源のシフトを検討していくと同時に、足元における収益体質の改善を急務とし、生産体制におけるムリ・ムダの排除、徹底した合理化と効率化を進めてまいりました。また、販売面においても引き続き販売価格の適正化に努めるとともに製品基材の見直し等コスト競争力の向上に努めました。

このような結果、第3四半期以降、徐々に収益体質が改善され、2023年10月に公表した通期業績予想との比較においては上振れする結果となりましたが、目標とする利益ベースには回復しておらず、内装建材事業の再構築に資する取り組みを加速化するとともに更なる体質改善が必要と認識しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は152億64百万円と前事業年度と比較し、23億91百万円（△13.5%）の減収となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりであります。

| 事業別     | 売上高<br>百万円 | 構成比<br>% |
|---------|------------|----------|
| 内装建材事業  | 8,541      | 56.0     |
| 木構造建材事業 | 6,708      | 43.9     |
| その他の    | 13         | 0.1      |
| 合計      | 15,264     | 100.0    |

(注) 木構造建材事業は2024年4月1日付で木構造事業に名称を変更しております。

利益面では、前述のとおり収益性改善の施策を図ってきたものの想定以上に市況が悪化した影響等から、営業利益は37百万円と前事業年度と比較し2億88百万円(△88.5%)の減益、経常利益は42百万円と前事業年度と比較し2億85百万円(△87.0%)の減益、当期純損失は減損損失7億91百万円を計上したことにより、7億83百万円(前事業年度は当期純利益2億31百万円)となりました。

剰余金の配当につきましては、当事業年度の業績、財務状況などを総合的に勘案し、1株につき10円の期末配当の実施を本株主総会にお諮りさせていただくこととしました。

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、3億38百万円であります。

その主なものは太陽光発電システムおよび内装建材事業の塗装設備更新ならびに木構造建材事業のロボット合板加工設備等であります。

## (3) 資金調達の状況

設備投資資金および運転資金として長期借入金4億円を調達いたしました。

## (4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しについては、世界情勢の不安感を背景にエネルギー価格や各種原材料価格の高騰を受け、更なる物価上昇が懸念されるなど、先行きの不透明感が続くものと予測されます。

当社が属する住宅業界におきましても、住宅価格の高騰や金利の上昇基調に伴う消費マインドの減退傾向から、持家を中心に市況の低迷が予測され、また、物流業界の2024年問題等更なるコストアップが見込まれるなど、これまで以上に厳しい経営環境下が懸念されます。

この数年異例な事業環境が続くなか、当社においては、脱住宅(非住宅分野への事業領域)の拡大や省施工商品の充実化といった時代のニーズに即する製品開

発および成長分野への投資を加速させ、その成果も現れてきている一方、内装建材事業における製品群のライフサイクルが過渡期にあり、事業ポートフォリオの再構築が必要な局面にあると認識しております。

長年に亘り培った技術や強みを維持しつつ、時代や市場の変化に沿った事業・商品へと進化を遂げていくために「Change & Create New7」を新たなスローガンとして掲げ、前述した脱住宅への展開、省施工商品・サービスの拡充に資する差別化の推進と提案力の強化に努めるとともに、新設する事業開発推進室を中心に従前の延長上ではない、当社の新たな将来を創造する事業創出に傾注してまいります。これら攻めの展開に加え、足元において内装建材事業における収支改善が急務であることから、販売価格の適正化や素材開発・変更による原価低減、生産性向上を目的とした省力化・省人化、徹底したムダの排除等、従前よりも更に踏み込んだ施策を断行し、収益体質の改善を推し進めてまいります。一方、戸建て住宅の減少と平屋率の増加により市場環境は更に厳しくなることを予測しており、自社の加工・化粧貼・塗装技術をフルに活用し、非住宅分野をターゲットとした内装建材の商品拡充を進めてまいります。

木構造事業におきましては、引き続きプレカット、パネル、建装の三位一体の事業展開をコアの戦略としながら、パートナー企業とのアライアンスを強化し、加工から木工事請負まで事業範囲を拡大することにより非住宅物件の受注拡大を図ってまいります。パネルでは階段室ユニット製造や小屋裏界壁ユニットパネルといった省施工における新規取り組みの拡充、プレカットにおいては、次期に予定するプレカットラインの更新に向け、非住宅物件加工のキャパシティアップを含めた増産体制や更なる生産性向上に向けた体制整備を進めることに加え、2024年問題への対策として荷役スペースを増床（木造倉庫新設）し、物流問題への対策を講じてまいります。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区分                               | 第62期<br>(2021/3月期) | 第63期<br>(2022/3月期) | 第64期<br>(2023/3月期) | 第65期<br>(2024/3月期)<br>(当事業年度) |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)                         | 12,686             | 16,016             | 17,655             | 15,264                        |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)         | 275                | 361                | 231                | △783                          |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円) | 61.73              | 81.07              | 51.82              | △175.58                       |
| 総資産(百万円)                         | 10,153             | 11,984             | 11,825             | 10,556                        |
| 純資産(百万円)                         | 6,650              | 6,948              | 7,090              | 6,219                         |
| 1株当たり純資産(円)                      | 1,489.54           | 1,556.29           | 1,588.17           | 1,393.16                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 当事業年度につきましては、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
3. 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第62期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」、「1株当たり純資産」を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第63期の期首から適用しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### ③ 重要な企業結合等の状況

都築木材株式会社は、当社の議決権を26.9%所有しております。人的な関係につきましては、役員として2名が取締役(非常勤)に就任しております。

当社は都築木材株式会社に対して、製品の販売および原材料の仕入等売買取引を行っております。

(7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社は、集成材等を使用した住宅部材を品目別に生産販売しているほか、不動産の賃貸管理を行っております。

なお、当社の各事業内容は以下のとおりであります。

| 事業内容    |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 内装建材事業  | 内装部材<br>(階段・手摺・カウンター・和風造作材・框・洋風造作材) |
| 木構造建材事業 | 構造部材<br>(プレカット加工材・住宅パネル)・施設建築       |
| その他の    | 賃貸事業<br>(不動産の賃貸管理)                  |

(注) 木構造建材事業は2024年4月1日付で木構造事業に名称を変更しております。

(8) 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

| 本社            | 岐阜県美濃加茂市牧野1006番地  |
|---------------|-------------------|
| 営業所           | 東京営業所 東京都中野区      |
|               | 中部営業所 岐阜県美濃加茂市    |
|               | 大阪営業所 大阪府東大阪市     |
|               | 九州営業所 福岡県福岡市      |
| 工場および資材物流センター | 七宗第一工場 岐阜県加茂郡七宗町  |
|               | 七宗第二工場 岐阜県加茂郡七宗町  |
|               | 七宗第三工場 岐阜県加茂郡七宗町  |
|               | 美濃加茂第一工場 岐阜県美濃加茂市 |
|               | 美濃加茂第二工場 岐阜県美濃加茂市 |
|               | 美濃加茂第三工場 岐阜県美濃加茂市 |
|               | 美濃加茂第四工場 岐阜県美濃加茂市 |
|               | 白川工場 岐阜県加茂郡白川町    |
|               | 神渕工場 岐阜県加茂郡七宗町    |
|               | 資材物流センター 岐阜県美濃加茂市 |

(9) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

| 従業員数       | 前期末比増減    | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 392名(100名) | 7名減(18名増) | 42.1歳 | 16.1年  |

(注) 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

| 借入先        | 借入額        |
|------------|------------|
| 株式会社大垣共立銀行 | 百万円<br>442 |
| 株式会社三井住友銀行 | 390        |
| 株式会社十六銀行   | 384        |
| 株式会社愛知銀行   | 136        |

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

### 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 11,946,300株
- ② 発行済株式の総数 4,673,250株（自己株式209,282株を含む）
- ③ 株主数 1,840名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名               | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|---------------------|-----------|---------|
|                     | 株         | %       |
| 都 築 木 材 株 式 会 社     | 1,196,160 | 26.80   |
| 西 垣 林 業 株 式 会 社     | 1,046,640 | 23.45   |
| セ ブ ン 工 業 社 員 持 株 会 | 127,401   | 2.85    |
| 村 上 隆 吾             | 116,300   | 2.61    |
| 水 元 公 仁             | 89,200    | 2.00    |
| 須 山 木 材 株 式 会 社     | 77,700    | 1.74    |
| 原 田 義 久             | 61,800    | 1.38    |
| 杉 山 榮 弘             | 56,805    | 1.27    |
| 内 木 真 哉             | 49,200    | 1.10    |
| 加 藤 丈 博             | 46,000    | 1.03    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を209,282株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式209,282株を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

| 氏 名     | 地 位           | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                               |
|---------|---------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 都 築 寛 明 | 取 締 役 会 長     | 都築木材株式会社 代表取締役社長                                                        |
| 木 下 浩 一 | 代表取締役 社長執行役員  |                                                                         |
| 横 井 勝   | 取締役 常務執行役員    | 木構造建材事業本部長                                                              |
| 井 上 聰 二 | 取 締 役 執 行 役 員 | 内装建材事業本部長                                                               |
| 西 垣 貴 文 | 取 締 役         | 西垣林業株式会社 代表取締役副社長                                                       |
| 下 平 真 治 | 取 締 役         | 都築木材株式会社 常務取締役<br>営業本部本部長                                               |
| 中 川 雅 晴 | 取 締 役         | 公認会計士 中川雅晴事務所代表<br>西垣林業株式会社 社外取締役<br>中村超硬株式会社 社外監査役<br>G M B 株式会社 社外監査役 |
| 阿 部 正 義 | 常 勤 監 査 役     |                                                                         |
| 串 田 正 克 | 監 査 役         | 弁護士 串田・野口法律事務所代表<br>佐藤食品工業株式会社 社外監査役                                    |
| 稻 越 千 束 | 監 査 役         | 公 認 会 計 士<br>公認会計士稻越千束事務所代表                                             |

- (注) 1. 取締役西垣貴文、下平真治および中川雅晴の各氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役串田正克および稻越千束の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は社外取締役西垣貴文および中川雅晴の両氏ならびに社外監査役串田正克および稻越千束の両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。  
 4. 社外監査役串田正克氏は弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 社外取締役中川雅晴氏および社外監査役稻越千束氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 取締役常務執行役員横井勝氏は、2024年4月1日付で取締役副社長執行役員に昇任しており、担当は事業部門統括であります。  
 7. 社外取締役下平真治氏は、2024年4月1日付で都築木材株式会社の営業本部本部長の役職を離任しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である当社のすべての取締役および監査役の損害が填補されることになります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合には填補の対象としないこととしております。

### (4) 取締役および監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### (基本方針)

当社の取締役の報酬は、定時株主総会における報酬限度額の範囲内（役員退職慰労金を除く）において、内規に基づく役位、担当職務、他社水準および従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し決定する。

報酬は月額の固定報酬、取締役賞与および役員退職慰労金で構成する。

##### a. 月額の固定報酬

個々の取締役の報酬の決定に関し、当該年度の業績等ならびに各職責を踏まえ、取締役会において決議する。

##### b. 取締役賞与

当該年度の業績等を総合的に判断したうえで、取締役会において支給の有無および総額を決議する。取締役会決議に基づき、代表取締役社長が個々の取締役の支給額について委任を受けるものとする。

##### c. 役員退職慰労金

役員退職慰労金支給規程において、金額または算定方法等を定める。

支給時期については、取締役を退任する時をもって、応当する年度に開催する定時株主総会の決議により支払うものとする。

当社の監査役の報酬については株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役割分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |          |          | 対象となる役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|-----------------|----------|----------|-------------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 65<br>(8)       | 65<br>(8)       | —<br>(—) | —<br>(—) | 7<br>(3)          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 19<br>(8)       | 19<br>(8)       | —<br>(—) | —<br>(—) | 3<br>(2)          |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 85<br>(17)      | 85<br>(17)      | —<br>(—) | —<br>(—) | 10<br>(5)         |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2004年6月25日開催の第45期定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。）当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役2名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2004年6月25日開催の第45期定時株主総会において年額3千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役2名）です。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当事業年度において支払った役員退職慰労金はありません。

④ 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役西垣貴文氏は西垣林業株式会社の代表取締役副社長であります。当社は西垣林業株式会社に対して、製品の販売および原材料の仕入をしております。

取締役下平真治氏は都築木材株式会社の常務取締役であります。当社は都築木材株式会社に対して、製品の販売および原材料の仕入をしております。

取締役中川雅晴氏は公認会計士中川雅晴事務所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他関係はありません。

監査役串田正克氏は串田・野口法律事務所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には重要な取引その他関係はありません。

監査役稻越千束氏は公認会計士稻越千束事務所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役中川雅晴氏は西垣林業株式会社の社外取締役を兼務しており、当社は西垣林業株式会社に対して、製品の販売および原材料の仕入をしております。また、中村超硬株式会社およびGMB株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には重要な取引その他関係はありません。

監査役串田正克氏は佐藤食品工業株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には重要な取引その他関係はありません。

③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係について  
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

| 氏名   | 地位  | 出席状況、発言状況および<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                  |
|------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 西垣貴文 | 取締役 | 当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席いたしました。主に独立的な見地から当社の経営全般に対し意見を述べるとともに、木材事業における経営的知見から当社の事業運営に対し適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。   |
| 下平真治 | 取締役 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち15回出席いたしました。主に独立的な見地から当社の経営全般に対し意見を述べるとともに、木材事業における専門的知見から当社の事業運営に対し適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 中川雅晴 | 取締役 | 当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席いたしました。主に独立的な見地から当社の経営全般に対し意見を述べるとともに、公認会計士としての専門的知見から財務、会計に関する助言、提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。    |
| 串田正克 | 監査役 | 当事業年度開催の取締役会16回および監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から法令遵守全般について助言・提言を行っております。                                             |
| 稻越千束 | 監査役 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち15回、監査役会13回のうち12回出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から財務、会計に関する助言・提言を行っております。                                      |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

かがやき監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                   | 支 払 額     |
|-----------------------------------|-----------|
| 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 百万円<br>22 |
| 2. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22        |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 社は「真実と努力」、「行持報恩」を基本理念とし、社はに基づく真実性、公正・透明性を基本とした「行動規範」、「行動指針」を定め、役職員全員がこれを遵守すべく継続的な研修を行う。

#### 【運用状況】

社はおよび行動規範、行動指針をまとめた「行動手帳」を全社員に配布とともにインターネットに掲載するなど周知を図っている。社はについては掲示だけでなく全社集会、各部署における朝礼等において唱和し、常に意識向上を図っている。新入社員には入社前教育において、内容を説明し周知および啓蒙を行っている。なお、行動手帳については、「seven philosophy」としてまとめ、経営理念の体系やSDGsの取り組みなどを含め浸透を図っている。

- ② 企業倫理委員会を組織し、法令・社会規範遵守の啓蒙活動のほか、同委員会および弁護士を相談窓口とする社内通報制度の利用を促進し、コンプライアンス違反、その他の問題に関する事実の早期発見に努めるとともに不正行為の原因追及と再発防止策の策定を行うなど法令遵守の徹底化を図る。

#### 【運用状況】

企業倫理委員会は年2回開催しており、発生事案または懸念事項について協議または報告を行っている。重要事案が生じた場合は、適宜、委員会を開催することとしており、事案に応じて再発防止策を検討するとともに関係者の処分が必要と認めた場合は賞罰委員会に上程し審議している。

- ③ インターナルコントロール委員会を組織し、各部が行う業務管理の点検および改善事項の抽出に基づき、改善策の検証、実施に関する支援を行い業務品質の向上を図る。

#### 【運用状況】

会計監査人、内部監査室からの指摘事項の改善に関し、販売・購買・帳簿在庫等、分科会である各プロセス委員会において業務の有効性・効率性に係る活動を推進している。各プロセス委員会の活動の内容についてはインターナルコントロール委員会において報告、協議され、DXの活用も含め改善の機会を設けている。

- ④ 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行う。

### 【運用状況】

整備・運用については、プロセスオーナー制度を採用し販売、購買、帳簿在庫プロセスを中心に実施している。活動の内容は各フローチャートの見直し、また内部・外部監査からの指摘事項について重要性の高いものから整備を実施している。当事業年度は内部監査室の監査結果において財務報告に影響する事案はないと評価されている。

- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については管理部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

### 【運用状況】

岐阜県企業防衛対策協議会への参加などを通じて、警察や暴力追放センターなど関係機関との連携を深めているとともに、同協議会での内容について社内に周知している。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報管理、文書管理に関する規程に基づき、各種の文書、帳票類等について適切に保存、管理する。また、株主総会をはじめ重要会議の議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができる管理体制を維持する。

### 【運用状況】

情報管理基本規程および文書管理規程ならびに品質システムに基づくマニュアルにより文書管理を行っている。重要会議の議事録等に関しては保管場所が決められており、これらの書類に関する閲覧権限のある者については常時閲覧が可能である。

- ② 機密情報、内部情報については、内部情報管理に関する規程に定めた基準に基づき適切に管理する。

### 【運用状況】

情報管理基本規程や情報セキュリティに関する諸規程、マニュアルを整備し、システムによるセキュリティ対策を実施している。職務上知り得た機密情報をもとに内部者取引が行われないよう内部者取引管理規程によりルールを定めている。内部者取引防止については、管理部が中心となり研修会等への参加やポスターの掲示など啓蒙活動を行っている。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき、総合的なリスク管理の方針と手法を明文化し、重大なリスクの発現に備え、社員のとるべき行動を定め周知する。

#### 【運用状況】

リスク管理規程に基づき会社のリスク事象を共有し、各委員会や会議体において内容、情報を整理し、主要なリスクに対する検証、対策を行っている。また、リスク事象に対するレビューについては内部監査室が行う業務監査においてモニタリングを行っている。

- ② 各部署は、リスク管理規程に基づきそれぞれの所管業務に係るマニュアル、作業手順書などを整備し実施する。

#### 【運用状況】

損失発生が見込まれる事象の発生またはそれが予見できた場合、稟議申請等により事態の内容および対策等の報告がなされ、その内容を検証したうえでリスク管理規程に則りマニュアルや手順書の改定等に繋げている。

- ③ 安全衛生管理に関するマニュアルを整備し、定期的に社員教育等を行う。

#### 【運用状況】

安全に対する意識付けは安全衛生委員会の活動や同委員会における協議内容を元に各部門において適宜適切に指導が行われている。また安全衛生担当役員および安全衛生委員会が定期的に工場巡視を行い様々な指摘がなされ、作業改善はもとより必要に応じて規程およびマニュアル、手順書の改定を行っている。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲とする。

#### 【運用状況】

現状、取締役は常勤3名、非常勤4名（うち社外取締役3名）の体制としており、構成および員数ともに取締役会が迅速かつ合理的に意思決定できる体制となっている。

ガバナンスの強化、事業運営の質的向上を図るため、社外取締役および社外監査役のみで構成するミーティングを定期に開催し、専門的かつ独立的見地からの事業運営に資する提言をまとめ、執行側への提案を行っている。

- ② 取締役会のほか執行役員会を月1回開催し、重要案件の討議と業務に関する報告を行う。

### 【運用状況】

執行役員会を毎月1回開催し、業務執行に関するあらゆる重要事項を共有するとともに取締役会から付託された内容を審議し、具体的施策の実行にかかる協議を行っている。

- ③ 取締役会への付議については取締役会規則に基づき行う。

### 【運用状況】

取締役会の運営は規則に基づいて適正に行っている。

## (5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 内部統制に関する規程の整備を行うとともに業務の適正化と効率化を推進する。

### 【運用状況】

内部統制規程、財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針書、内部統制評価マニュアルは適宜改定している。また各部門の業務改編に応じてフローチャートを改定し業務の適正化と監査の効率性を推進している。諸規程については、業務分掌規程や職務権限規程など内部統制上重要な規程は必要に応じて改定作業を行っている。

- ② 当社の経営理念、行動指針を関係会社の全役職員が共有し、順法意識の醸成を図る。

- ③ 関係会社管理規程を整備し、関係会社の適切な管理を行うとともに関係会社における内部統制を推進し業務の効率性および適正性を確保する施策を講ずる。

- ④ 関係会社の役員等に対し定期的なモニタリングを実施し必要な助言、支援を行う。

### 【運用状況】 ②～④

関係会社の実態に照らし現状においては綿密な対応は必要としないものの、当社の内部統制に基づいた管理体制のもと運用している。

## (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助する使用者を置いた場合には、当該使用者の任命、解任、人事評価、人事異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

**(8) 監査役の使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合には、必要な知識、能力を有した使用者を選任し、監査役の指揮命令のもとに従事する組織、体制に帰属する。

**【運用状況】(6)～(8)**

現状、監査役の職務を補助する使用者は置いていないが、監査役から要請があった場合は適正に対応する。

**(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役会その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。

**【運用状況】**

監査役に対し事前に重要な諸会議の開催通知がなされている。なお、会議の出席を問わず議事録を配布している。

- ② 取締役および使用者は当社または子会社における業務または財務に重大な影響を及ぼす事項について、遅滞なく監査役に報告する。

**【運用状況】**

重要な事項については、社長への報告と同時に遅滞なく監査役に報告がなされる体制ができている。

- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役および使用者に報告を求めることができる。また、必要な文書については、常時閲覧することができる。

**【運用状況】**

重要な会議について監査役の出席を求めるとともに、諸会議の議事録を送付している。また、稟議書も全て常勤監査役に回付しているほか、必要に応じて報告、説明を行っている。

**(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

内部通報制度の運用に準じ、報告者に不利益がないことを保証する。

### 【運用状況】

適正に運用されている。

### (11) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に対して費用の前払請求またはその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求があった場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、いかなる場合も請求に応ずる。

### 【運用状況】

監査役の職務の執行について生じる費用については全ての請求に応じている。

### (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役社長は定期的に監査役と情報交換を行うとともに、取締役および使用人は定期的な監査役のヒアリングを通じ、職務執行状況を監査役に報告する。

### 【運用状況】

取締役社長は年2回、監査役（会）との会合を実施している。また、取締役および使用人は監査や諸会議を通じて監査役に対し必要な説明、報告を行っている。

- ② 内部監査室は、内部監査の計画および結果について定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を図る。

### 【運用状況】

監査計画に基づき全部門に対する業務監査は監査役と内部監査室と共同で実施されている。また、内部監査室が作成する監査実施報告書は定期的に社長に提出すると同時に監査役に提出されている。

- ③ 監査役は、会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席、在庫等棚卸資産監査への立会い等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。

### 【運用状況】

監査役（会）は会計監査人との定期会合（監査計画、監査報告）を実施している。監査役は会計監査人が行う社長ヒアリングに出席しているほか、会計監査人が行う講評会の出席、実地棚卸の立会いへの同行等を行い密に連携を図っている。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 資産の部         |        | 負債の部         |        |
|--------------|--------|--------------|--------|
| 科目           | 金額     | 科目           | 金額     |
| 流動資産         | 6,917  | 流動負債         | 3,146  |
| 現金及び預金       | 1,130  | 支払手形         | 183    |
| 受取手形         | 224    | 電子記録債務       | 1,057  |
| 電子記録債権       | 1,004  | 買掛金          | 876    |
| 売掛金          | 2,888  | 一年内返済予定長期借入金 | 327    |
| 契約資産         | 4      | 未払金          | 188    |
| 製品           | 261    | 未払費用         | 136    |
| 仕掛け品         | 444    | 未払消費税等       | 38     |
| 原材料及び貯蔵品     | 825    | 未払法人税等       | 29     |
| 未収入金         | 91     | 預り金          | 62     |
| その他の流動資産     | 47     | 返金負債         | 1      |
| 貸倒引当金        | △5     | 賞与引当金        | 150    |
| 固定資産         | 3,638  | 設備関係支払手形     | 49     |
| 有形固定資産       | 3,398  | 設備関係未払金      | 15     |
| 建物           | 482    | その他の流動負債     | 28     |
| 構築物          | 29     | 固定負債         | 1,191  |
| 機械及び装置       | 108    | 長期借入金        | 1,025  |
| 車両運搬器具       | 0      | 役員退職慰労引当金    | 59     |
| 工具器具及び備品     | 9      | 資産除去債務       | 3      |
| 土地           | 2,661  | その他の固定負債     | 102    |
| リース資産        | 81     | 負債合計         | 4,337  |
| 建設仮勘定        | 13     | 純資産の部        |        |
| 山林           | 11     | 株主資本         | 6,216  |
| 無形固定資産       | 48     | 資本金          | 2,473  |
| ソフトウエア       | 39     | 資本剰余金        | 2,675  |
| その他の無形固定資産   | 8      | 資本準備金        | 2,675  |
| 投資その他の資産     | 192    | 利益剰余金        | 1,312  |
| 投資有価証券       | 12     | その他利益剰余金     | 1,312  |
| 関係会社株式       | 12     | 圧縮記帳積立金      | 2      |
| 出資           | 0      | 繰越利益剰余金      | 1,310  |
| 前払年金費用       | 92     | 自己株式         | △244   |
| 繰延税金資産       | 31     | 評価・換算差額等     | 2      |
| 会員権          | 0      | その他有価証券評価差額金 | 2      |
| その他の投資その他の資産 | 42     | 純資産合計        | 6,219  |
| 資産合計         | 10,556 | 負債及び純資産合計    | 10,556 |

# 損 益 計 算 書

( 2023年4月1日から )  
( 2024年3月31日まで )

(単位:百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 15,264 |
| 売 上 原 価                 |     | 13,130 |
| 売 上 総 利 益               |     | 2,134  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 2,096  |
| 営 業 利 益                 |     | 37     |
| 営 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 6   |        |
| 受 取 手 数 料               | 1   |        |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益       | 5   | 13     |
| 営 業 外 費 用               |     |        |
| 支 払 利 息                 | 7   |        |
| 為 替 差 損                 | 0   |        |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用       | 0   | 8      |
| 経 常 利 益                 |     | 42     |
| 特 別 利 益                 |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 0   | 0      |
| 特 別 損 失                 |     |        |
| 固 定 資 産 廃棄 売 却 損        | 0   |        |
| 減 損 損 失                 | 791 |        |
| そ の 他 の 特 別 損 失         | 10  | 802    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |     | 759    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 15  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 8   | 24     |
| 当 期 純 損 失               |     | 783    |

## 株主資本等変動計算書

( 2023年4月1日から )  
2024年3月31日まで )

(単位:百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |                  |                 |                  |       |       |
|---------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|------------------|-------|-------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                  | 利 益 剰 余 金       |                  |       |       |
|                     |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |       |       |
| 当 期 首 残 高           | 2,473   |           | 2,675            | 2,675           | 2                | 2,182 | 2,185 |
| 当 期 変 動 額           |         |           |                  |                 |                  |       |       |
| 剩 余 金 の 配 当         |         |           |                  |                 | △89              | △89   |       |
| 圧縮記帳積立金の取崩          |         |           |                  | △0              | 0                | —     |       |
| 当 期 純 損 失           |         |           |                  |                 | △783             | △783  |       |
| 自 己 株 式 の 取 得       |         |           |                  |                 |                  |       |       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |                  |                 |                  |       |       |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | —         | —                | △0              | △872             | △873  |       |
| 当 期 末 残 高           | 2,473   |           | 2,675            | 2,675           | 2                | 1,310 | 1,312 |

|                     | 株 主 資 本 |         |       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                     | 純 資 產 合 計 |
|---------------------|---------|---------|-------|-----------------|---------------------|-----------|
|                     | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 | 合 計   | そ の 他 有 値 証 券   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高           | △244    |         | 7,090 | 0               | 0                   | 7,090     |
| 当 期 変 動 額           |         |         |       |                 |                     |           |
| 剩 余 金 の 配 当         |         |         | △89   |                 |                     | △89       |
| 圧縮記帳積立金の取崩          |         |         | —     |                 |                     | —         |
| 当 期 純 損 失           |         |         | △783  |                 |                     | △783      |
| 自 己 株 式 の 取 得       | △0      | △0      |       |                 |                     | △0        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |         |       | 1               | 1                   | 1         |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △0      | △873    |       | 1               | 1                   | △871      |
| 当 期 末 残 高           | △244    |         | 6,216 | 2               | 2                   | 6,219     |

[個別注記表]

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

総平均法による原価法（ただし、構造部材については個別法による原価法）（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

その他の有形固定資産

定額法

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～38年

機械及び装置 8年

定額法

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

リース資産

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与の支給規程による支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

退職給付引当金  
(前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

内装建材事業における内装部材及び木構造建材事業における構造部材の販売については、主に顧客に商品及び製品を引き渡した時点で商品及び製品の支配が顧客に移転すると判断しておりますが、国内の販売については、出荷時から引渡し時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する仕入の対価を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、金利差引き、リバート、協賛金等の変動対価については、収益を認識する時点でその額を見積り、収益の額から控除するとともに返金負債を計上しております。

② 工事請負契約

木構造建材事業における施設建築及び住宅構造躯体建て方の工事請負契約については、履行義務を充足するについて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の事業年度末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負工事については、検査時点において収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損損失)

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| 項 目    | 金 額      |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 3,398百万円 |
| 無形固定資産 | 48百万円    |
| 減損損失   | 791百万円   |

### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、事業部門別を基本としてグレーピングしており、賃貸及び将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグレーピングをしております。

減損の兆候がある資産又は資産グループについては、事業別の事業計画に基づき割引前キャッシュ・フローを見積り、減損の認識の要否を判断しておりますが、当該資産グループから見込まれる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として7億85百万円を計上いたしました。

また、使用が見込まれていない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失6百万円を計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値とし、正味売却価額は原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額に合理的な調整行って算出した金額を使用しております。

#### ②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業用資産の将来キャッシュ・フローの見積りについては、取締役会の承認を受けた事業計画を基礎として算定しております。当該事業計画は、当社の将来の収益に与える影響を客観的に予測することが困難であることから、翌事業年度の事業計画を基に以下の仮定を用いて回収可能価額を算定しております。

ウクライナ情勢の長期化による資材価格高騰等の影響や国内外の金融政策の動向等不透明な経済環境が続くものと想定しております。

当社が属する住宅業界においては消費マインドの低下による新設住宅着工戸数の減少等が予測されますが、経営目標及び重点課題を着実に実行していくことで、新設住宅着工戸数に影響されない事業分野への取組強化等を図り、翌事業年度は当事業年度と比較して売上高は微増ではあるものの収益は回復するものと見込んでおります。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローをはじめとする見積りや当該見積りに使用された仮定は、今後の市場動向、為替相場の変動やウクライナ情勢の長期化による資材価格高騰等の影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、新たに減損損失が発生する可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

|                                                                                |          |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                                                             | 7,302百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務                                                         |          |
| 短期金銭債権                                                                         | 29百万円    |
| 短期金銭債務                                                                         | 169      |
| (3) 当座借越契約                                                                     |          |
| 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 |          |
| 当座借越極度額                                                                        | 2,200百万円 |
| 借入実行残高                                                                         | —        |
| 差引額                                                                            | 2,200    |
| (4) 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額                                     |          |
| 機械及び装置                                                                         | 100百万円   |

### 4. 損益計算書に関する注記

|               |        |
|---------------|--------|
| (1) 関係会社との取引高 |        |
| 営業取引による取引高    |        |
| 売上高           | 157百万円 |
| 仕入高           | 1,870  |
| その他の営業取引高     | 19     |
| 営業取引以外の取引高    |        |
| 営業外収益         | 5百万円   |
| (2) 減損損失      |        |

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所                                                 | 用途    | 種類               |
|----------------------------------------------------|-------|------------------|
| 内装建材事業における事業資産<br>七宗第1・第2・第3工場、神渕工場<br>(岐阜県加茂郡七宗町) |       |                  |
| 美濃加茂第1・第2工場<br>(岐阜県美濃加茂市)                          | 事業用資産 | 土地、建物、その他（機械装置等） |
| 岐阜県加茂郡白川町                                          | 遊休資産  | 土地               |

当社は、事業部門別を基本としてグローピングしており、賃貸及び将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグローピングをしております。過年度から続く経営環境の悪化及び当事業年度においても想定以上の市況低迷等の影響を受け、内装建材事業の現状及び見通しから収益性が低下していると判断し、帳簿額を回収可能価額まで減額し減損損失7億85百万円として特別損失に計上しました。その内訳は、建物1億64百万円、土地2億12百万円及びその他（機械装置等）4億8百万円であります。

また、事業の用に供していない遊休資産については、帳簿額を回収可能価額まで減額し減損損失6百万円として特別損失に計上しました。その内訳は全額土地であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基に算定した額により評価しております。

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 4,673千株     | -一千株       | -一千株       | 4,673千株    |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 208千株       | 0千株        | -一千株       | 209千株      |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2023年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 44百万円  | 10円      | 2023年3月31日 | 2023年6月28日 |
| 2023年10月31日<br>取締役会  | 普通株式  | 44百万円  | 10円      | 2023年9月30日 | 2023年12月1日 |

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2024年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 44百万円  | 10円      | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |

### (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は資金収支計画に照らして、設備投資資金及び運転資金を銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、各事業部門において、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の財務状況等を年度ごとに把握する体制しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、管理部において定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握する体制しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。

資金調達に係る流動リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持並びに取引銀行との間に当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結する等により流動化リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                       | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-----------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 12                | 12          | —           |
| 資産計                   | 12                | 12          | —           |
| (1) 長期借入金             | 1,352             | 1,350       | △2          |
| 負債計                   | 1,352             | 1,350       | △2          |

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分     | 貸借対照表計上額（百万円） |
|--------|---------------|
| 関係会社株式 |               |
| 非上場株式等 | 12            |

3. 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分      | 時価（百万円） |      |      |    |
|---------|---------|------|------|----|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券  |         |      |      |    |
| その他有価証券 |         |      |      |    |
| 株式      | 12      | —    | —    | 12 |

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分       | 時価（百万円） |       |      |       |
|----------|---------|-------|------|-------|
|          | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 長期借入金（※） | —       | 1,350 | —    | 1,350 |

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によって算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、賞与引当金及び未払事業税などであり、繰延税金負債の発生の主な原因是前払年金費用などであります。

## 8. 持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

| 種類                                               | 会社等の名称 | 所在地    | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業                   | 議決権等の<br>所有（被所有）割合        | 関連当事者<br>との関係            | 取引の内容   | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|--------------------------------------------------|--------|--------|--------------|---------------------------------|---------------------------|--------------------------|---------|---------------|-----|---------------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社（当該会社の子会社を含む） | 都築木材㈱  | 長野県伊那市 | 20           | 住宅建築資材の製造・販売                    | (被所有)<br>直接26.9%<br>間接 -% | 当社製品の販売及び原材料の仕入<br>役員の兼任 | 木質建材の販売 | 137           | 売掛金 | 11            |
|                                                  |        |        |              |                                 |                           |                          | 原材料の仕入  | 1,633         | 買掛金 | 139           |
|                                                  | 西垣林業㈱  | 奈良県桜井市 | 75           | 木材卸売・<br>製材加工・<br>林業経営・<br>建築請負 | (被所有)<br>直接23.5%<br>間接 -% | 当社製品の販売及び原材料の仕入<br>役員の兼任 | 木質建材の販売 | 20            | 売掛金 | 15            |
|                                                  |        |        |              |                                 |                           |                          | 原材料の仕入  | 117           | 買掛金 | 14            |

#### （注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 木質建材の販売については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない他の当事者と同様に決定しております。
  - ② 原材料の仕入については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない他の当事者と同様に決定しております。
2. 都築木材株式会社は、当社役員都築寛明氏及びその近親者が議決権の過半数を間接所有しております。
3. 西垣林業株式会社は、当社役員西垣貴文氏及びその近親者が議決権の過半数を間接所有しております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(財又はサービスの種類別)

(単位：百万円)

|               | 報告セグメント    |             |        | その他<br>(注) | 合計     |
|---------------|------------|-------------|--------|------------|--------|
|               | 内装<br>建材事業 | 木構造<br>建材事業 | 計      |            |        |
| 階段・手摺         | 4,867      | —           | 4,867  | —          | 4,867  |
| カウンター         | 2,058      | —           | 2,058  | —          | 2,058  |
| 和風造作材・框・洋風造作材 | 1,393      | —           | 1,393  | —          | 1,393  |
| プレカット加工材      | —          | 5,671       | 5,671  | —          | 5,671  |
| 住宅パネル         | —          | 548         | 548    | —          | 548    |
| 施設建築・建て方請負い   | —          | 208         | 208    | —          | 208    |
| その他           | 222        | 279         | 502    | —          | 502    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 8,541      | 6,708       | 15,250 | —          | 15,250 |
| その他の収益        | —          | —           | —      | 13         | 13     |
| 外部顧客への売上高     | 8,541      | 6,708       | 15,250 | 13         | 15,264 |

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

(収益認識の時期別)

(単位：百万円)

|                 | 報告セグメント    |             |        | その他<br>(注) | 合計     |
|-----------------|------------|-------------|--------|------------|--------|
|                 | 内装<br>建材事業 | 木構造<br>建材事業 | 計      |            |        |
| 一時点で移転される財      | 8,541      | 6,539       | 15,080 | —          | 15,080 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | —          | 169         | 169    | —          | 169    |
| 顧客との契約から生じる収益   | 8,541      | 6,708       | 15,250 | —          | 15,250 |
| その他の収益          | —          | —           | —      | 13         | 13     |
| 外部顧客への売上高       | 8,541      | 6,708       | 15,250 | 13         | 15,264 |

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

なお、木構造建材事業は2024年4月1日付で木構造事業に名称を変更しております。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、工事請負契約について事業年度末日時点で履行義務を充足しておりますが未請求である対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。このため、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,393円16銭

(2) 1株当たり当期純損失

175円58銭

12. 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

セブン工業株式会社  
取締役会 御中

かがやき監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 林 克 則  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 牛 丸 智 詞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セブン工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人がやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

セブン工業株式会社 監査役会

常勤監査役 阿部 正義 印  
社外監査役 串田 正克 印  
社外監査役 稲越 千束 印

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### ①配当財産の種類

金銭といたします。

##### ②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円

配当総額 44,639,680円

##### ③剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役阿部正義氏および串田正克氏は任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に關しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式<br>の<br>数 |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1     | あべまさよし<br>阿部正義<br>(1955年2月24日生)   | 1980年7月 当社入社<br>1996年4月 当社經理部長<br>2002年4月 当社總務部長<br>2004年4月 当社經理部長<br>2013年6月 当社取締役管理本部副本部長<br>2013年10月 当社經營企画部長<br>2015年6月 当社取締役管理本部長<br>2020年6月 当社常勤監査役（現任） | 15,590株                |
| 2     | くしのだまさかつ<br>串田正克<br>(1950年12月7日生) | 1986年4月 串田法律事務所（現串田・野口法律事務所）開業（現任）<br>2001年6月 当社監査役（現任）<br>2011年6月 佐藤食品工業株式会社監査役（現任）                                                                          | —                      |

- (注) 1. 当社と各監査役候補者との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 串田正克氏は社外監査役候補者であります。  
 3. 社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由等  
 串田正克氏は弁護士であり、有識者としてコンプライアンス全般に精通しており法務的な知見に基づく監査業務を行っていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。同氏は過去に経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として両証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員に指定する予定です。また、同氏の当社監査役就任期間は本株主総会終結の時をもって23年となります。  
 4. 監査役との責任限定契約について  
 当社は阿部正義および串田正克の両氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、阿部正義および串田正克の両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定

であります。

#### 5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役および監査役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役および監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。当社は、知識、経験および能力等のバランスならびに多様性に配慮して取締役および監査役を選出しております。

| 氏名         | 属性    | 主な専門性や知識・経験・能力等 |                    |                         |           |           |           |           |
|------------|-------|-----------------|--------------------|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|            |       | 企業<br>経営        | 営業・<br>マーケ<br>ティング | 法務・<br>コンプ<br>ライア<br>ンス | 財務・<br>会計 | グロー<br>バル | 研究・<br>開発 | 人事・<br>労務 |
| <b>取締役</b> |       |                 |                    |                         |           |           |           |           |
| 都築 寛明      |       | ○               | ○                  |                         |           | ○         |           |           |
| 木下 浩一      |       | ○               | ○                  |                         |           | ○         |           | ○         |
| 横井 勝       |       |                 | ○                  | ○                       |           | ○         | ○         |           |
| 井上 聰二      |       |                 | ○                  |                         |           |           | ○         |           |
| 西垣 貴文      | 社外 独立 | ○               | ○                  |                         |           |           |           | ○         |
| 下平 真治      | 社外    |                 | ○                  |                         |           | ○         | ○         |           |
| 中川 雅晴      | 社外 独立 |                 |                    | ○                       | ○         |           |           |           |
| <b>監査役</b> |       |                 |                    |                         |           |           |           |           |
| 阿部 正義      |       |                 |                    | ○                       | ○         |           |           | ○         |
| 串田 正克      | 社外 独立 |                 |                    | ○                       | ○         |           |           |           |
| 稻越 千束      | 社外 独立 |                 |                    | ○                       | ○         |           |           |           |

**社外** 社外取締役および社外監査役

**独立** 東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役が就任する順位につきましては、河合剛氏を第1順位とし、野口洋高氏を第2順位といたします。ただし、河合剛氏は社外監査役の要件を満たしておりませんので、社外監査役が欠けた場合の補欠者は野口洋高氏となります。

なお、この補欠監査役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時まででありますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式<br>の<br>数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1     | かわ い つよし<br>河 合 剛<br>(1960年6月8日生)      | 1986年6月 当社入社<br>2003年4月 当社経理部長<br>2005年10月 当社経営企画部長<br>2013年10月 当社企画開発部長兼品質保証部長<br>2015年4月 当社品質保証部長<br>2016年12月 当社内部監査室長<br>2019年12月 当社管理本部副本部長<br>2020年6月 当社管理本部部長<br>2021年4月 当社執行役員管理本部長<br>2023年7月 当社内部監査室長（現任） | 1,000株                 |
| 2     | の ぐち ひろ たか<br>野 口 洋 高<br>(1975年5月12日生) | 2007年9月 弁護士登録 窪田法律特許事務所<br>入所<br>2008年1月 ホーガン・ロヴェルズ法律事務所<br>外国法共同事業<br>2015年6月 串田法律事務所（現串田・野口法<br>律事務所）入所（現任）                                                                                                      | —                      |

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 野口洋高氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由

野口洋高氏は弁護士であり、有識者として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 補欠監査役との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。これにより河合剛および野口洋高の両氏が監査役に就任した場合、当社は両氏との間で当該契約を締結する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

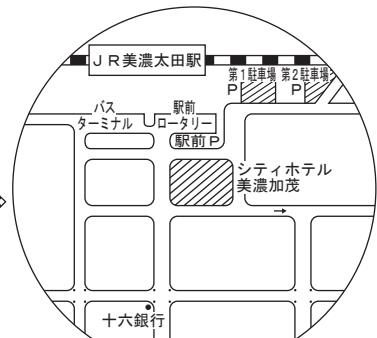
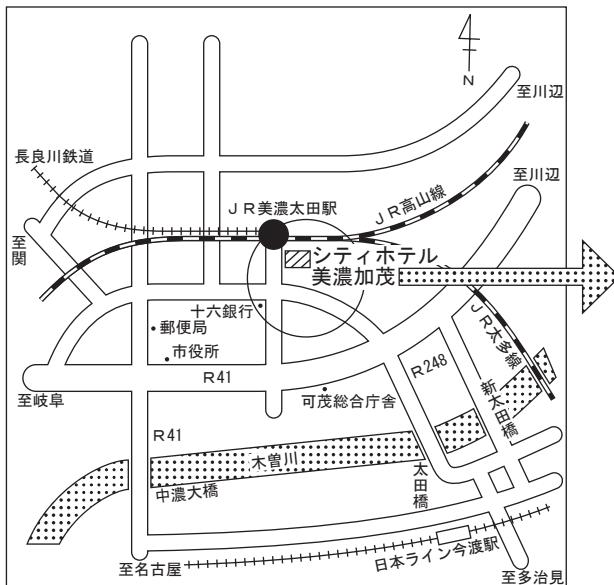
以上

## 定時株主総会会場のご案内図

会 場 岐阜県美濃加茂市太田町2565番地の1

シティホテル美濃加茂 3階 若竹（わかたけ）の間

電話 (0574) 27-1122



### 【よりの駅よりの所要時間】

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 名古屋 駅  | J R (ワイドビュー) ひだで40分 車で50分 |
| 岐阜 駅   | J R 高山線で40分 車で40分         |
| 郡上八幡 駅 | 長良川鉄道で80分 車で60分           |
| 多治見 駅  | J R 多治線で30分 車で40分         |
| 高山 駅   | J R 高山線で120分 車で150分       |